

石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準

平成17年4月1日

告示第179号

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格及び格付について、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 本市における工事の請負（直営工事の一部の請負を含む。）の競争入札に参加する者は、石巻市建設工事等執行規則（平成17年石巻市規則200号。以下「執行規則」という。）第4条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 第6条第1項の資格制限を受けている者
- (2) 競争入札に参加しようとする者の営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する営業所をいう。）が、同項の許可を受けてから営業開始後1年を経過していないものである者
- (3) 国税、都道府県税及び市税等を完納していない者
- (4) 市と紛争中又は争訟中の者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者

(当該届出義務がない者を除く。)

(格付の対象)

第3条 格付の対象となる者は、執行規則第5条第2項の競争入札参加資格承認簿に登録された者のうち市内業者として登録された者（以下「登録者」という。）とする。

2 格付する建設工事の種類（以下「格付工種」という。）は、法第2条に規定する建設工事のうち、次の工事とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事
- (6) 造園工事

(格付の方法及び基準)

第4条 市長は、登録者について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第27号）様式第25号の12）の内容及びその技術者数並びに法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）の有無により格付するものとする。

- 2 格付は、毎年4月1日に行うこととする。
- 3 格付の基準は、次に定めるもののほか、別表第1に定めるところによる。
 - (1) 前年度に競争入札参加資格承認簿に登録されていない者は、第1項の格付の直近下位の等級に格付するものとする。
 - (2) 格付工種を新たに追加する場合は、第1項の判断に基づく格付の直近下位の等級に格付するものとする。
 - (3) 前年度の格付を昇格させる場合は、直近上位の等級に格付するものとする。
- 4 市長は、格付の結果について、登録者に対し石巻市建設工事格付等級通知書（様式第1号）により通知する。ただし、入札参加資格の承認及び格付の結果について併せて通知するときは、石巻市競争入札参加資格承認書・石巻市建設工事格付等級通知書（様式第2号）により通知する。
- 5 登録者は、翌年度の格付のために、市長が別に指定する期間において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、特定建設業の許可に係る書類（土木一式工事及び建築工事に限る。）及び別に市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。ただし、競争入札参加資格承認簿への登録期間の満了による翌年度の登録手続に際し当該書類を提出している場合は、翌年度の格付のために再度提出する必要はないものとする。
- 6 格付工種以外の工種に係る登録者については、別に定める区分に応じ、格付工種の最下位の等級に格付するものとする。

（設計金額に対応する等級）

第5条 前条の規定により格付された者が請け負うことができる工事は、発注対象工事の設計金額に応じ、別表第2に定める区分とする。

（参加資格の制限）

第6条 市長は、登録者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、当該登録者に対し、競争入札に参加する資格の制限（以下「資格制限」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、資格制限をしようとするときは、あらかじめ石巻市競争入札審査委員会設置要綱（平成17年石巻市訓令第91号）第1条に規定する委員会の審議に付すものとする。

（その他）

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（平成17年度における特例）
- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年度における格付は、別に定める日に行うこととする。ただし、平成17年4月1日から別に定める日までの期間（以下「暫定期間」という。）においては、この告示の施行の日の前日までに、現に合併前の石巻市

の競争入札に参加する資格を有している者は、石巻市建設工事の競争入札参加の資格及び格付に関する基準（平成16年石巻市告示第100号。以下「旧市基準」という。）により格付することとし、現に合併前の河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町又は牡鹿町の競争入札に参加する資格を有している者は、旧市基準の規定（第4条第3項各号の規定を除く。）により格付することとする。

- 3 前項本文の別に定める日において行う格付においては、第4条第3項中「前年度」とあるのは、「暫定期間」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年3月30日告示第77号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月11日告示第304号）

- 1 この告示は、平成26年11月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度における建設工事等執行規則（平成17年4月1日規則第200号）第4条第1項の規定による競争入札の参加者の資格については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

格付工種	等級	格付基準		
		経営事項審査の総合評定値（P）	建設業の許可の種類	技術者数
土木一式工事	A	750点以上	特定建設業	1級土木施工管理技士4人以上
	B	630点以上		1級土木施工管理技士1人以上
	C	530点以上		
	D	530点未満		
建築一式工事	A	750点以上	特定建設業	1級建築施工管理技士又は1級建築士が合わせて2人以上
	B	630点以上		
	C	530点以上630点未満		
	D	530点未満		
電気工事	A	630点以上		
	B	630点未満		
管工事	A	630点以上		
	B	630点未満		
舗装工事	A	570点以上		
	B	570点未満		
造園工事				

（注1）土木一式工事及び建築一式工事の格付にあつては、当該等級に係る格付基準のうち経営事項審査の総合評定値（以下「総合評定値」という。）、建設業の許可の種類及び技術者数のすべてを満たさないときは、A等級に格付しない。

（注2）土木一式工事の格付にあつては、当該等級に係る格付基準のうち総合評定値及び技術者数を満たさないときは、B等級に格付しない。

別表第2（第5条関係）

格付工種	等級	設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）
土木一式工事	A	3,000万円以上
	B	1,200万円以上3,000万円未満
	C	400万円以上1,200万円未満
	D	400万円未満
建築一式工事	A	5,000万円以上
	B	1,200万円以上5,000万円未満
	C	400万円以上1,200万円未満
	D	400万円未満
電気工事	A	500万円以上
	B	500万円未満
管工事	A	700万円以上
	B	700万円未満
舗装工事	A	1,200万円以上
	B	1,200万円未満
造園工事		

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

石巻市建設工事格付等級通知書

承認番号 第 号
商号又は名称
代表者氏名 様

石巻市長



年度の建設工事の発注に係る格付等級は、下記のとおりです。

記

格 付 等 級					
土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

石巻市競争入札参加資格承認書
石巻市建設工事格付等級通知書

承認番号 第 号
商号又は名称
代表者氏名 様

石巻市長



石巻市が発注する 年度における建設工事の競争入札に参加する資格があることを承認します。

また、 年度の建設工事の発注に係る格付した等級は、下記のとおりですので、併せて通知します。

なお、申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出てください。

記

格 付 等 級					
土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事